

②高額療養費の支給が年4回以上あるとき（多数該当）

過去12か月間、同じ世帯で高額療養費の支給が4回以上あった場合は、4回目以降の限度額を超えた分が支給されます。

70歳未満の人		70歳以上の人	
上位所得世帯	83,400円	現役並み所得者	44,400円
一般世帯	44,400円		
低所得世帯	24,600円		

③同じ世帯で合算して限度額を超えたとき

世帯の医療費が高額になったときは医療費が世帯合算されます。
同じ世帯で同じ月に21,000円以上の一部負担金が増える場合、一部負担金を合算して、自己負担限度額を超えた部分が払い戻されます。

④申請に必要なもの

- 病院等で支払った医療費の領収書
- 印鑑
- 預金通帳

自己負担額の計算のしかた

- 暦月（月の初日から末日まで）ごとの受診について計算します。
- 同じ医療機関ごとに計算します。
- 同じ医療機関の場合でも内科と歯科は別計算になります。
- 同じ医療機関の場合でも入院・外来は別に計算します。
- 入院時の食事代や差額ベッド代などは支給対象外です。
- 70歳以上の人の外来は全ての医療機関の支払いを合算します。

年金を増やしませんか？

付加年金

- 国民年金第1号被保険者・任意加入被保険者が定額保険料に付加保険料をプラスして納付すると、老齢基礎年金に付加年金が上乗せされます。

付加保険料は、月額400円です。付加年金の受給額は、200円×付加保険料納付月数です。

★例えば、付加保険料を10年間納付した場合

付加保険料 ⇒ 400円×10年（120月）＝48,000円

付加年金額 ⇒ 200円×10年（120月）＝24,000円（年額）

付加年金を2年間受給すると納付した付加保険料総額と同額となります。

※上記の付加年金額は、65歳から受給した場合の年金額です。

- 付加年金は、任意加入です。

※付加年金は、老齢基礎年金と合わせて受給できる終身年金です。

※付加年金は定額のため、物価スライド（増額・減額）はありません。



任意加入

- 国民年金保険料の納め忘れなどにより、保険料の納付済期間が40年間に満たない場合は、60歳から65歳になるまでの間に国民年金に任意加入して、満額の年金に近づけることができます。

※老齢基礎年金を繰り上げ請求した場合は、任意加入はできません。

★なお、老齢基礎年金を受給するためには、保険料の納付済期間や保険料の免除期間等が25年以上必要ですが、この要件を満たしていない場合は70歳になるまで任意加入ができます（ただし、昭和40年4月1日以前に生まれた方に限られます）。

★また、海外に在住する日本国籍の方も国民年金に任意加入することができます。

お問い合わせ 市民生活部 市民課または各支所および住民センター市民課市民窓口班 TEL050-3381-5040

～国保のしくみ～ 医療費が高額になったときどうするの？

今月は、病院の窓口で医療費の自己負担額が高額になった場合について考えてみましょう。

突然のけがや長期の入院で多大な費用がかかる場合があります。

でも、お医者さんでの負担が大きくなったときは、申請して認められると限度額を超えた部分が高額療養費として払い戻しを受けられますので、安心してお医者さんにかかることができます。

高額療養費の支払いは医療費分のみで、入院時の食事代や差額ベッド代などは支給の対象外です。

高額療養費は、各支所市民窓口班へ申請が必要です。

70歳未満の方と70歳以上の方では、自己負担限度額などが異なりますので、ご注意ください。
詳細については、市役所市民課へお問い合わせください。

①自己負担額が、1ヶ月の限度額を超えたとき

●70歳未満の人の場合

同じ人が同じ月内に同じ医療機関に支払った自己負担額が次表の限度額を超えた場合は、その超えた分が払い戻されます。（平成18年10月以降）

区分		3回目まで（1年以内）の自己負担限度額（月額）
住民税課税世帯	上位所得世帯※	150,000円＋ 医療費が500,000円を超えた場合はその超えた分の1%を加算
	一般世帯	80,100円＋ 医療費が267,000円を超えた場合はその超えた分の1%を加算
住民税非課税世帯		35,400円

※上位所得世帯とは、国民健康保険税の算定の基礎となる基礎控除後の総所得金額が600万円を超える世帯

●70歳以上の人の場合

外来の場合は、一部負担金が増えた分も高額療養費として支払いを受けることができます。

入院の場合は、入院の限度額までの支払いとなります。

また、全ての外来、入院の一部負担金は、世帯合算します。

ア. 自己負担限度額

区分		自己負担限度額		
		外来（個人ごと）	入院	世帯単位
現役並み所得者		44,400円	80,100円＋1% （267,000円を超えた場合 その超えた分の1%を加算）	80,100円＋1% （267,000円を超えた場合 その超えた分の1%を加算）
一般		12,000円	44,400円	44,400円
低所得	Ⅱ	8,000円	24,600円	24,600円
	Ⅰ		15,000円	15,000円

●公的年金等控除の縮減及び老年者控除の廃止に伴い、新たに現役並み所得世帯に移行する70歳以上の人は、平成18年8月から2年間、自己負担限度額が一般並みに据え置かれます。

イ. 70歳以上の人の所得区分 所得区分は次のようになります。

現役並み所得者	同一世帯に課税所得145万円以上の所得がある70歳以上の国保被保険者又は、老人保健対象者がいる人 （年収例）①単身世帯の場合（年金＋給与収入） 383万円以上 ②二人以上世帯の場合（年金＋給与収入） 520万円以上
一般	現役並み所得者、低所得（Ⅱ、Ⅰ）に該当しない人
低所得	Ⅱ 同一世帯の世帯主と全ての国保被保険者が住民税非課税世帯である人
	Ⅰ 同一世帯の世帯主と全ての国保被保険者が住民税非課税世帯であって、その世帯の所得が一定基準以下の人